

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（アンカーワイヤ）
発生日時	令和2年7月30日 15時45分ごろ
発生場所	東京都葛飾区綾瀬川東四つ木避難橋付近 中平井三等三角点から真方位006°1,100m付近 （概位 北緯35°43.6 東経139°50.2 ）
事故の概要	プレジャーボートエスプリは、航行中、台船（船名なし）のアンカーワイヤに衝突した。
事故調査の経過	令和2年8月25日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート エスプリ、1.6トン 253-34468 埼玉、個人所有 B 台船（船名なし）不詳 なし、株式会社菊鷹産業
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A プロペラ曲損、舵板破損等 B なし
気象・水象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 水象：川面 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、複数の友人を乗せ、綾瀬川の四つ木小橋付近を下流に向けて南東進した後、マリーナ到着後にマリーナ修理担当者によってプロペラ等の損傷が見つかった。</p> <p>船長Aは、後日、工事の仮設事務所を訪れ、現場代理人に本事故の発生を伝え、現場代理人は、本事故発生を警察署に通報した。</p> <p>船長Aは、B船にアンカーワイヤが張られていることを知らなかった。</p> <p>B船は、作業員2人を乗せ、綾瀬川に架かる東四つ木避難橋付近で、船首を北西方に向け、左舷側から左岸の護岸にアンカーワイヤ2本を伸ばし、右舷側から右岸側の水中にアンカーワイヤ2本を伸ばしてアンカー2個を水底に固定し、杭打機を使用して土壌改良工事を行っていた。</p> <p>B船の水中に伸ばしているアンカーワイヤは、アンカーの目印としてオレンジ色のアンカーブイ及び竹竿が設置されていた。</p> <p>B船は、船体の左舷側を航行するよう、矢印の掲示板を左舷側の船首部及び船尾部に掲示していた。</p> <p>B船の作業員は、B船上の管理ハウス内で作業に従事中、衝撃を感</p>

	<p>じ、同ハウスから外に出たところ、A船がB船と護岸を繋いでいる上流側のアンカーワイヤ（以下「本件ワイヤ」という。）を越えて停止しているのを見た。</p>
分析	<p>A船は、南東進中、船長Aが本件ワイヤに気付かずにB船の右舷側を航行したことから、本件ワイヤに衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、南東進中、船長Aが本件ワイヤに気付かずにB船の右舷側を航行したため、本件ワイヤに衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、工事中の台船には、係船索等が周囲に多数張り出されて係船されていることがあるので、見張りを適切に行い、台船から距離を隔てて航行すること。</li> <li>・作業船は、周辺を航行する船舶が分かりやすいように通航可能域を明確に掲示すること。</li> </ul>